

「改訂 終活にまつわる法律相談——遺言・相続・相続税」 お詫びと訂正

本書に、下記の誤りがございました。読者の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、謹んで下記のとおり訂正をさせていただきます。

日本加除出版株式会社

記

● 178 頁

回答 (A) 上から 3 行目

< 誤 >

あなたとお母さんには、遺留分があり、長男に遺留分減殺請求権を行使できます。あなたとお母さんが、お父さんの全遺産に占める遺留分の割合は2分の1です。

↓

< 正 >

あなたとお母さんには、遺留分があり、長男に遺留分減殺請求権を行使できます。あなたとお母さんが、お父さんの全遺産に占める遺留分の割合は8分の3です。

以上